

鎌倉市教育委員会 令和8年1月定例会会議録

○日時 令和8年(2026年)1月21日(水)
10時30分開会 12時5分閉会

○場所 鎌倉市役所 第三分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第21号

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程2 議案第22号

先生の学び応援ファンド活用基金条例の制定の申し出について

日程3 議案第23号

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程4 協議事項ア

令和7年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

日程5 協議事項イ

令和8年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)について

日程6 報告事項

(1) 課長等報告

ア 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について

イ 教育委員会職員の人事について

ウ 学校防災マニュアルの改訂について

エ 国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定公開について

オ 行事予定(令和8年(2026年)1月21日～令和8年(2026年)2月28日)

(2) その他報告

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 1 月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は朝比奈委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。また、日程の 4、協議事項ア「令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について」及び日程の 5、協議事項イ「令和 8 年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について」は議会の議決を経るべきものであるため、日程の 6、報告事項イ「教育委員会職員の人事について」は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

（異議なし）

高橋教育長

異議なしと認め、協議事項ア、協議事項イ及び報告事項イは非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 議案第 21 号 鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

高橋教育長

日程の 1、議案第 21 号に入る。「鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集の 1 ページから 7 ページを参照願いたい。はじめに、制定の趣旨は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の一部改正、神奈川県人事委員会勧告等に伴う県費負担教職員の処遇の見直しに準じた対応をするため、「市費負担教員の任用等に関する条例」の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、特殊勤務手当のうち「教員特殊業務手当」について、支給要件及び支給額の見直しに伴い、現行の支給上限額を引き上げようとするものである。

次に、義務教育等教員特別手当について、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して支給額を定めることとする。具体的には、市費負担教員に一律に支給する額を給料月額の 1.5 %相当から 1.0 %相当に縮減する一方、学級担任には月あたり 3,000 円を加算して支給することとする。これにより、学級担任加算後の額が現行の支給上限額を超えることがあることから支給上限額を引き上げようとするものである。教職調整額については、現行、給料月額の 100 分の 4 に相当する額のところ、令和 8 年度から令和 12 年度にかけて、100 分の 1 ずつ 100 分の 10 に相当する額まで段階的に引き上げようとするものである。自家用自動車等を使用して旅行する場合の旅費の額について、旅費支給条例では、陸路旅行については路程に応じ実費額を支給するとしていますが、市費負担教員が自家用自動車等を使用して旅行する場合の旅費の額は、別途規則で定めようとするものである。

なお、規則で定める旅費の額は、県に準じて 1 kmにつき 18 円とする予定である。宿泊費の額について、

旅費条例別表では1号で市長、副市長及び教育長の額を、2号で8級以下の職務にある者等の額を規定していますが、市費負担教員の宿泊費の額は、8級以下の職務にある者等に準じて支給しようとするものである。

最後に、給料月額については、県の給料表の改定に準じて、対応する区分の額を改定しようとするものである。この条例は、令和8年4月1日から施行する。条例案については、本委員会会議での議決後、速やかに市長に対し、条例改正の申し出を行うこととなる。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第21号は原案どおり可決された)

2 議案第22号 先生の学び応援ファンド活用基金条例の制定の申し出について

高橋教育長

日程の2、議案第12号に入る。「先生の学び応援ファンド活用基金条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼学びみらい課担当課長

議案集9ページを参照願いたい。令和7年(2025年)4月に教育大綱が改訂され、行動指針として学習者中心の学びを位置付けた。学習者は子どもだけでなく、教師を含む大人も学習者であり、学習者中心の学び実現に向けて、教員の研修・研究の一層の推進が不可欠な中、この度、市民より学習者中心の学びを更に推進するために多額の寄附(1,000万円)の申し出をいただいた。そこで、本資金を活用し、教員自身が主体的かつ継続的に専門性を高めるための環境の充実に要する経費の財源に充てるため、先生の学び応援ファンド活用基金を設置し、必要な事項を条例に規定しようとするものである。具体的には、次期学習指導要領に位置づけられる調整授業時数とし、裁量的な時間を活用した教職員の組織的な学びに挑戦する学校に対して、研修講師代等のための交付金を支給する他、教員が学習者中心の学びに向けた取組を学ぶため、先進地視察等の費用を計上したいと考えている。

次に、条例の内容について説明を行う。第1条では、基金設置の目的や趣旨等を、第2条では、基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる旨を、第3条では、基金に属する現金の保管及び有価証券に代えることができる旨を、第4条では、基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条では、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を、第6条では、条例の施行に関し必要な事項は別に定める旨を規定している。この条例の施行期日は、令和8年(2026年)4月1日からとするが、財政規律の観点から時限的な基金としており、令和13年(2031年)3月31日には基金を閉じる予定である。

下平委員

1,000万円の寄附があったためこの基金を設けるとのことだが、例えば継続的にガバメントクラウドファンディング等で続けていく等は今のところは考えていないのか。

教育文化財部次長兼学びみらい課担当課長

現在のところ、追加で資金を注入していくことは、寄附からも一般財源からもいずれも考えていない状況である。今後5年間で1,000万円を使いながら、試行的に教員が学べる環境作りに取り組んでいく。なかなか財源ではできない挑戦的な取組というのを試していく中で、これは引き続きやるべきではないかという取組や、元々こういう取組は今回のこういう取組に変えていってもいいのではないかというところを試していきながら、5年後にこの基金がなくなってもこの5年間で試していく内容についてしっかりと既存の取組に注入していきながら、教員の学びをより充実していく方向性を作っていきたいと思う。

下平委員

取組について、教員からの申し出等を中心に選んでいくのか。寄附金は大事に効果的に活用していただきたい。

教育文化財部次長兼学びみらい課担当課長

運用に関する具体的な規定を今後定めることにしている。教員の学びは、まず大別して、組織的な学びと個人の学びというのがあると思う。体系的や組織として目指していく姿に向けて研修や研究を重ねて学んでいく方法と、個人が自らの問題意識や課題関係あるいは興味関心に基づいて学んでいく方法の2つであるが、この1,000万円を使って両方を支援していきたいと思っている。

まず、組織的な学びの点では、文部科学省の教育審議会では、次期学習指導要領において、教員が組織的に学んでいく時間を全体の標準授業時数1,015時間の中に位置付け、授業時数を柔軟化させることが議論されている。すなわち、教員も学ぶ力を、これまでは放課後の一部の時間から何とか捻出していたところから、週当たり1、2時間程度増やしていけるのではないかと現在議論されているところである。ただ、これは制度上のもので、予算措置等については文部科学省では現在想定されていない状況である。鎌倉市では、この寄附金を使って裁量的な時間で最終的に学んでいく内容等について、研修講師を招くことや、先進地視察に行くこと等を選ぶことを想定している。

個人の学びの点では、いくつか検討しているところでは、先進市視察であると思っている。鎌倉市では学習者中心の学びを掲げているが、例えば、全国から視察が集まっている学校の取組等に教員を派遣し、そこで学んだことを鎌倉市へ持ち帰っていただくことを想定している。視察先等は教育委員会からも提案しつつも、教員からも意見を賜りながら検討し、希望する教員に行っていただくことを考えているところである。

林委員

個人の学びについて、教員は夏休みの研修等で自身のスキルを高めたく、普段行くことができない場所の研修に参加を希望していることは昔からあり、なかなか学校の中でも出張費を支出してあげられないことがある。様々なルールや基準もあるかと思うが、なるべく教員が研修に行けるようにしていただ

るとありがたい。特に自身は音楽を担当していたが、大阪等にも足を伸ばしている方もいたため、その点も含めて考えていただけるとありがたい。

教育文化財部次長兼学びみらい課担当課長

そうした希望も現場から伺いながら作っていきたいと思っている。大きな考え方はスクールコラボファンドにも近く、一件ごとに単発的に考える仕組みにしてしまうと、1,000万円といえども年間で使える金額は200万円程度しかなく難しい点もある。その一方で、探究的な学びとして、例えば1学期間あるいは複数回の単元で考えて費用を支給している。先生の学びも同様に、大きなテーマ化の中で教員が学びたいものをしっかりと深めていくために必要な支援をする仕組みを作ることを現在検討しているところである。

長尾委員

基本的に、きちんと何を目指すか、壁が何かを設定しながら資金を使っていただきたい。200万円程度の中で、教員の数も多く、優先順位を付けていくかと思うため、ぜひ検討いただきたい。また、研修を受けたという事実だけで満足してしまうことが多くある。きちんとフィードバックをする仕組みや持ち帰った後、3ヶ月、1年、数年後で学んだものをどう生かしていくかを考えるのが研修の形であると思う。今回これまでできなかったことにチャレンジできるというところを踏まえると、長期的な視点で組むことにより、教員に新しい血肉が付くのではないか。個人の学びについて、管理職や専門的な分野の方々等、どの層を中心にしているのか、構想があれば伺いたい。

教育文化財部次長兼学びみらい課担当課長

フィードバックの部分は非常に重要であると思っている。現在考えているのは、教員の学びに関する機運を醸成していくようなイベント、例えばティーチャーズラーニングのようなものを設け、そこで成果を発表することを考えている。鎌倉というよりも日本全体の組織の学びの中で、個人で学んでいることが隠す傾向にあることは、企業の研修や学びがなかなか進まない要因の一つとしてあると指摘されているが、むしろ全力でオープンにして位置付けていくことで、「個人の学びは良いことである」ことを文化にしていきたい。実際に手を挙げる教員については、現在のところは絞る必要はなく、様々な立場や階層、例えば若手や中堅、管理職等でも良いと思っている。組織の学びの方では、管理職等の階層構造の中でしっかりとポイントを学んでいくことが重要である一方で、個人の学びの方では、役職関係なく多様なメンバーの中で学びを進めることが大事であると思っている。「誰が」より「何を」、「なぜ」をしっかりと見ながら支援をしていくことを考えていきたい。

高橋教育長

教育の質はやはり人なりというところで、教員が日々の実践や研修の場を通じて技術を磨いていくこと以上に大事なことはないと思う。一方で、研修の経費が予算化しづらい中で、今回幸いにも1,000万円の寄附をいただいた。そして、教員の学びに使ってほしいという願いがあったために今回の施策としてまとめているところで、教育委員からも指摘いただいたとおりであると認識した。教員が日々の教育実践で得た経験値を確かなものにできるよう、点ではなく線でつながっていくような使い方をしたい。ス

クールコラボファンドと並び立つものとして、上から降ってくるような研修という形ではなく、学習者中心の学びを実現していこうというときの強力な武器を使って、教員が学校で実証したいことや新しいカリキュラムにチャレンジすること等を大事にしたい。今回は補助金や公費ではなく、寄附財源であり、この柔軟性もまた魅力なので、戦略的に考えつつ自由度を残しながら、制度設計をしていきたい。

(採決の結果、議案第 22 号は原案どおり可決された)

3 議案第 23 号 鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

高橋教育長

次に日程の 3、議案第 23 号に入る。「鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案集は、10 ページから 13 ページを参照願いたい。令和 8 年（2026 年）4 月から市立小学校児童の学校給食費を無償化するにあたり、鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正しようとするものである。鎌倉市ではこれまで、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に必要な人件費・修繕費以外の、いわゆる食材費に要する経費を保護者負担として徴収してきた。令和 4 年度からは物価高騰を考慮し、一部公費による負担を行いつつ、保護者負担を軽減してきた。現在、給食食材費は月当たり 5,800 円としているが、そのうち、4,200 円を保護者負担とし、徴収しているところである。この度、教育無償化の観点から、国と県から市町村へ、学校給食費に対して予算補助がされることとなった。市町村へ交付される額は児童一人ひと月当たり 5,200 円とされている。この国と県による「学校給食費の抜本的な負担軽減策」を受け、本市において、市立小学校の給食を無償としようとするものである。

改正の内容を説明する。まず、第 3 条「学校給食の申込」の規程を「学校給食の実施」の規程に改正する。現行では、保護者等が市長へ書類を提出することを規定しているが、これを削除し、鎌倉市立小学校に在籍する児童を対象に学校給食を実施することを新たに規定する。次に、第 4 条「学校給食費の徴収」の規程を「学校給食費の不徴収等」の規程に改正する。現行では、保護者等から学校給食費を徴収する旨を規定しているが、これを保護者等から学校給食費を徴収しない旨に改正するとともに、ただし書きとして教育扶助を受けている場合ほか規則で定める場合はこの限りではない旨を、そして当該学校給食費の額は規則で定める額とする旨を規定する。

第 5 条「学校給食費の額」について、現行では、学校給食費の額は月ごと 5,800 円以内と規定しているが、この条を削除する。その他として、第 4 条の改正に伴う文言の修正、及び条が繰り上がることに伴う所要の改正を行う。

施行期日は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行する。また、経過措置として、改正後の条例の規定は条例施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用すること、施行の日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、従前の例によることを規定する。

高橋教育長

小学校給食費無償化については、これから選挙になってしまったが、既に予算案として閣議決定されており、次年度から走れるよう、文部科学省から説明を受けている。鎌倉市でもその点を見越して、令和8年（2026年）4月から給食費無償化を走れるようにしたい。国では、先ほど学務課担当課長からも説明があったとおり、「学校給食費の抜本的な負担軽減策」という言い方に変えているため、無償化する自治体もあれば、無償化しない自治体も出てくると思われるが、鎌倉市では今回条例案を市議会に諮り、認められれば小学校給食費無償化を実現し、持続可能で恒久的な形にしていく考えである。

長尾委員

市費負担コストのこれまでと今後の差異はどのくらいか。また、4月からとのことであるが、保護者の皆様への広報の仕方を伺いたい。

学務課担当課長

これまで5,800円の食材費のうち、保護者負担は4,200円で、市費の負担で1,600円を負担してきた。

令和8年（2026年）4月からは、国からは5,200円が国庫の交付金として充てられることとなり、市費の負担は600円の差額になるため、市費の負担という点では軽くなると思われる。

保護者の方への説明については、学校を通じて案内文を送付したいと考えている。まだ予算等が議決されていないため、準備を進めているという形で案内になると思われる。1月の下旬から、徐々に新入学の1年生の説明会が開始されるため、その時期に合わせて、新1年生を始め在校生の保護者の方々にもご案内をしたいと考えている。

（採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された）

6 報告事項

(1) 課長等報告

ア 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について

高橋教育長

日程の6、報告事項（1）のアに入る。「鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集の14ページから15ページを参照願いたい。鎌倉市いじめに関する調査委員会委員は、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例に基づき設置され、委員の定数は15名以内、任期は2年となっている。これまでに、心理、教育、法律及び福祉の分野で専門的な知識経験を有する者10名を委員として委嘱してきたが、今回新たに、令和8年（2026年）1月6日からの任期で2名、1月13日からの任期で1名を、法律の分野で専門的な知識経験を有する者として委嘱した。委嘱者は別紙名簿のとおりである。本来であれば教育委員会会議に諮り議決を得るべきものであるが、今

回は提案する時間的余裕がなかったことから、専決処分としたものである。なお、医療に関し専門的な知識経験を有する者については、推薦母体の機関より推薦者の報告があり次第、早急に委嘱の手続きを行う。

下平委員

説明のあった方々に関しては、追加であるか、それとも交代であるか。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

1人は辞職に伴う補充であり、残りの2名については追加である。

(報告事項(1)のAは了承された)

ウ 学校防災マニュアルの改訂について

高橋教育長

報告事項(1)のウに入る。「学校防災マニュアルの改訂について」報告を願いたい。

教育指導課長

「学校防災マニュアル」の今回の改訂の背景には、近年における災害の激化や深刻化に伴い、これまでの想定を大きく超える事態が相次いでいることが挙げられる。今年度だけを振り返っても、7月にはカムチャツカ半島沖を震源とする地震に伴う津波警報が発令され、9月には台風15号の影響で市内全域に避難指示が出るなど、非常に緊迫した状況となった。

鎌倉市は、津波のリスク、狭い谷戸、観光に伴う混雑といった特有の課題を抱えている。さらに、首都直下地震や南海トラフ地震など、いつ起きてもおかしくない大規模な災害への備えも欠かせない。

しかし、これまでの学校防災は、訓練が手順を確認するだけで終わってしまい、本番の動きにつながりにくいという課題があった。また、マニュアルの内容が、実際の場面でどのように行動すればよいか具体的にイメージしにくい側面があり、その結果、教職員の間で理解に差が生じやすく、それが学校ごとの防災力の「ばらつき」につながってしまっているのが現状である。こうした課題を解消し、鎌倉市全体の防災力を底上げしていくことが今回の改訂の大きな目的である。

今回の改訂では、全ての教職員の理解促進と当事者意識の向上を図り、管理職や担当者だけでなく、教職員一人ひとりが「自分と子どもたち、そして自校に何が起こるのか」を具体的に想像できるよう、内容を検討・精査してきた。例えば、発災から学校再開までを約90日間として、そこで起こり得る出来事を「学校被災タイムライン」として時系列化し、具体的なイメージを共有できるようにした。さらに、市内26校それぞれの災害特性や災害リスクを一覧にまとめ、26校で26通りの災害が起こり得ることを念頭に置くとともに、過去の大災害における教職員や子どもたちの生の声を掲載することで、自分たちの学校で何が起きるのかをより現実的な視点で考えられるように工夫している。事前に見通しが持てるようにすることで、教職員の不安を軽減するとともに、学校における防災教育、防災訓練をより良くしていく

ための共通の土台にしたいと考えている。

また、防災訓練とマニュアルの改善にかかる内容を体系化することで、子どもの心のケアや保護者への引き渡し、避難所との関係など、「何を訓練し、どこをチェックすべきか」がすぐに分かるように整理した。先行して取り組んだ防災教育重点校では、鎌倉の被災想定と学校被災タイムラインを理解・共有したことで訓練の目的が明確になり、現場から主体的な改善案が次々と生まれるといった変化が見られている。

今後、1月29日の管理職・防災担当者向け研修会にて、改訂したマニュアルを披露する。それをもとに、次年度12月を目途に各学校で自校の学校防災マニュアルを改訂していきたい。なお、各学校における改訂の取組に寄与できるよう、現在教育指導課において防災の専門家を招いての研修会等を検討している。

また、令和8年度は東日本大震災から15年という節目の年に当たる。この機会を捉え、教育委員会としても、総合防災課と連携しながら、津波防災について考える機会を設けることを検討している。現在、例年11月5日の「津波の日」の前後の日程も含め、総合防災課において津波訓練が実施されているが、令和8年度においては、こうした取組を子どもたちが防災について考える一つの機会として活用できないかと考えている。いざ津波が発生した際に、子どもたちが「自分の命を守るために、その場の状況に応じてどこへ避難すべきか」を日頃から意識し、主体的に判断する力を育むきっかけとしたいと考えている。なお、津波訓練の詳細は、改めて伝える。いつか必ずやってくる「その日」に向けて、鎌倉市の学校防災をより確かなものへとアップデートしていけるよう引き続き取り組んでいく。

高橋教育長

大変充実した内容になっていると思う。特に東日本大震災を経験した教員のコメントやビジュアル、フロー図も全てわかりやすく、全部意味があるもので、実践的な防災教育や避難訓練のヒントがたくさん詰まっている。改めてこの場を借りて、指導主事や教育指導課長含め、携わった専門の先生方にも感謝申し上げます。

下平委員

非常に具体的で、行動につながりやすく、わかりやすいのが素晴らしい。特に9ページはそれぞれの学校で何が想定されるかが非常にわかりやすく書かれている。どこの場所が安全か、どういう被害を減らすかということがあると思うため、これに倣って各学校のマニュアルもより実践的で安全なものにしていきたい。また、学校だけに留まらず、我々市民にも共有していただき、ぜひ具体的に生かせるようお願いしたい。

林委員

震災のときに子どもを預かっていた管理職としては、教育指導課長がおっしゃったことが心に刺さっている。私のトラウマなのは、1回目の地震では子どもたちはあつという間に校庭に集まったが、2回目の地震では大きく揺れて、自身はここに子どもたちを集めてよかったのか、非常に焦った。情報収集の中でわかってくると、どこに子どもたちを集めたらいいのか、教室にいた方がよかったのか、体育館がよかった等は経験した人でなければわからないところである。今回のマニュアルではいろいろ聞き取りもしているようで安心したが、我々の仕事は、学習者中心の学びもだが、命を預かっている意識を一番に持た

なければならず、非常に大事にしていきたいと思う。

PTAの広報では特集を組んで下さり、震災のときのことを全て時系列で視覚化し、自身らにインタビューを行ったものを1冊作成していただいた。教員は様々な学校を異動するため、経験したことも他の学校では違う守り方をしなければならなくなるため、マニュアルを活用してほしいと思っている。

長尾委員

28 ページの体制図は、役割分担の体制の向上に重要であると思う。そのときの判断がこの体制図でどのようにできるのか考えたときに、これまでの事例に基づいて各学校の当事者の教員が判断基準を持っていき、寄せ集めて指示命令系統を作っていくのではないかと思う。日々ディスカッションを行う等して実践的な積み上げをすることができないだろうかと感じた。

また、このマニュアルは教員用であるが、ぜひこの内容を保護者にも見せていただきたいと思った。学校はこういう形で防災を考えているというところで、保護者とどうやって連携すればいいのかや、もしものときにどうやって子どもをいつまで預かるか、最後の受渡しところまでの教員たちの判断の仕方を理解いただくことも、納得感も含めて大事なのではないかと思っているため、検討いただけたら嬉しい。

教育指導課長

1 点目の 28 ページの部分について、これまでは防災担当者を各校で立てていたが、その役割の内容についてはかなり差があった。その担当になった教員がしっかり自身の学校のことを考え、自身の学校に合った形を考えていただくことと、今後1年に1回、担当者を集めて情報のやり取りを行い、実効性を高めることを考えているところである。このため、学校に即した組織編成になると考えている。

2 点目について、このマニュアルは市のホームページや学校のホームページ等でも公開していく予定である。現在も学校防災マニュアルは各校で作成しているが、精度も学校によって差があるため、しっかりと教育委員会と連携して、保護者や地域の方にも理解いただけるような形を目指していきたいと思っている。

林委員

皆が意識して自分の仕事に責任を持つことも大事あるが、自身の経験からは、子どもを預かっていることもあり、自分の仕事ができないこともあるため、全員が全員の仕事を知っていないと、代わりにならないと思う。実際に自身の経験で感動したのは、バイクを持っている職員が「地域を回ります」等それぞれが自分たちであれしますこれしますと言ったことである。このようにできるのは、皆の仕事を皆で知っているためできることであると思う。停電で放送が使用できなければ大声を出す等、協力して組織として対応していかなければならないため、これを浸透させてほしいと思う。

教育指導課長

おっしゃるとおりである。マニュアルの中には、子どもが怪我をしたときに担任が対応せざるを得ないが子どもは逃げなきゃいけない等、様々な想定される場面が記載されている。全てを網羅することは難しいが、各校である程度入れ込みながら、実際に災害が起きたときに自分の役割だけを果たすだけでなく、様々なアクシデントに対応できるよう、常日頃から教職員側もしくは子どもたちにも先生たちがい

ない場合どう対応するかまで含めて、訓練をしていきたいと考えているところである。

朝比奈委員

東日本大震災のときに私は円覚寺本山にいて、すぐに電話がダウンしてしまい、自分の寺が心配だったときに、たまたまトランシーバーがつながったため、状況は把握できた。おそらく鎌倉市内様々な施設にMCA無線機があると思う。円覚寺にも1台貸与されているものがあるが、普段全く使用しないため、使えるかどうか管理も行き届いてないところもある。学校ではそのようなことはないと思うが、いざというときに電池切れで起動しなかったり、壊れていたりしても気付いていないことがあってはならないため、設備の見直しは常に実施した方が良いと思う。校内放送も停電時は絶対使えないものではなく、非常用の電源を使用できるようにする等して、普段から備えていくことが大事だと思う。このフローを見ると全部そのようなことをチェックできるように書かれているため、思い付くことをまたさらに見直し、いざというときのために備えていただきたい。ラジオも、特にコミュニティラジオは甚大な被害があれば放送できる状況にないかもしれないため、そうするとNHKに頼るしかないが、電波が届けば聞こえるため、普段作動するか、確認を怠らないようにしていただきたい。

教育指導課長

MCA無線については、月1回、学校との訓練という目的でテスト通信を行っている。それ以外にも、市から学校に防災グッズが配付されており、保存場所や使い方も含めてしっかりと確認をするよう、マニュアルを披露するときに同時に話をしたいと考えている。

長尾委員

保護者の引取り訓練のようなものは現在実施しているか。また、地域の人との避難訓練を実施しているかについても伺いたい。

教育指導課長

引渡し訓練については、「引渡し訓練」や「受渡し訓練」等名前は多少異なるが、全校で実施しているところである。

地域との避難訓練は、学校によって差はあるが、実施している学校もある。

長尾委員

避難所の開設訓練等は防災部署の方でも実施しているかと思うが、その際に教員が動かなければならなくなると思われるため、その点について地域の方との連携はしているか。

教育指導課長

その点は切り離されていて、地域は地域、学校は学校で実施することが割合としては多くなっている。ただ、今回のマニュアル改訂で、総合防災課とも話をしていて、連携も必要であることは認識している。今後は学校にも地域と連携して訓練を行う必要があることを訴えていく必要があると感じているところである。

高橋教育長

非常に重要な論点であると思う。先般のカムチャツカの地震と津波警報の際も夏休みで、津波警報が出ている中で、市の職員が行って避難所を開設することになったわけであるが、結局職員が到着するまでは、部活動でたまたまいた子どもたちや教員、地域の人、観光客をどのように対応するかという現実問題があったと思う。最も初期の対応はもう学校にいる人でやらなければならない、マニュアル通りではなかなか対応できない。その一方で、学校の使命はやはり子どもたちの命を守ることが第一である。基本的には学校は耐震化もされていて、安全な場所ということになるため、ここでしっかり子どもたちを守り抜くことをしながら、地域の方々にも対応しなければならない部分が出てくる中で、校長と教頭の役割を割り振りながら現場で対応を行っていた。

引渡しの部分についても、東日本大震災の事例が多数記載されている。引渡しした子どもが亡くなったという非常に厳しい現実があった。そのため、やはり学校が安全な場所であることは前提ではあるものの、それでもなおこれほど激甚な被害になると、我々がどのように守り抜けるか、様々なシミュレーションをしなければならない。鎌倉は海と山ではリスクがかなり違うため、そこを踏まえて対応しなければならない。

MCA無線については、マニュアルでも掲載しているが、電気がつながらない状況は容易に想定され、さらにインターネットが通じない中でも、これに頼らざるを得ない。今般のカムチャツカの地震の際はネットも電気も使用できたため、電話等でスムーズに連携をとったが、それが通じないことを前提とした防災訓練を実施しなければならない。校内放送で地震が起きましたとアナウンスしているが、放送設備自体が使えないことがまず想定されるわけで、その日のワーストケースシナリオを考えたときにどのようなマニュアルや訓練があるかは、正解やゴールもないが、磨き続けることであると思う。まずその第一歩としてマニュアルを大幅に改めたという報告であると受け止めていただきたい。

(報告事項(1)のウは了承された)

エ 国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定公開について

高橋教育長

報告事項(1)のエに入る。「国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定公開について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼文化財課長

議案集は17ページ、あわせて資料を参照願いたい。国指定史跡大町釈迦堂口遺跡では、令和5年(2023年)に隧道部の崩落対策工事が終了し、その後、史跡指定地の公開に向けて整備を進めてきたが、この度、令和8年(2026年)2月から3月にかけて、期間を区切った公開をすることになりましたので、報告するものである。

19ページの、史跡の位置を示した図と、20ページの暫定公開範囲図を参照願いたい。黄色で着色した範囲が国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の指定範囲である。暫定公開範囲図に「北側平場」とした場所では、

平成 20 年度に発掘調査を行い、中世の建物跡や火葬の跡が発見され、また、これらを取り巻く周囲の丘陵には多くのやぐらが残っており、中世鎌倉の土地利用の様子をよく残しているということで平成 22 年度に国指定史跡に指定された。史跡指定範囲には、岩盤を掘りぬいて作られた、釈迦堂切通、釈迦堂トンネルと呼ばれているトンネルが存在している。このトンネルは南側の大町地区と、北側の浄明寺地区をつなぐ市の道路上にあり、近代以降に掘られたものと考えられているが、トンネルの上部にはやぐらが残っており、史跡を構成する重要な遺構となっている。トンネルとその周囲の岩盤はこれまで大小の崩落を繰り返しており、このままではトンネルそのものが崩落し、やぐらなどの遺構も失われる可能性があることから、これらの遺構の保護と、道路の通行の安全確保を目的として、令和 3 年（2021 年）から工事を実施し、令和 5 年（2023 年）の 7 月に完了した。その後、令和 6 年度から 7 年度まで、転落防止柵等設置など、見学ルートの安全対策や説明看板設置を行い、一定程度の準備が整ったため、この度、期間を区切って公開することとしたものである。

史跡の公開方法については、整備を進めながら、令和 6 年度から 7 年度にかけて地元町内会の皆様を対象に複数の説明会を行い、その中でいただいた意見、問題点などを検討してきた。

公開範囲は、20 ページの暫定公開範囲図の緑に着色した範囲で、出入口は平場南側の 1 か所とし、史跡中央の平場と主要なやぐらを見学できるルートを設定した。これらの範囲の外は斜面などがあるため、ロープ柵などで公開範囲を限定している。公開期間は、令和 8 年（2026 年）2 月 26 日木曜日から 3 月 11 日水曜日までの、土日を含む 2 週間、午前 10 時～午後 4 時までを予定している。それ以外は施錠し、非公開とする。公開期間中は職員が常駐するとともに、鎌倉ガイド協会に委託し、時間を決めて史跡内のガイドツアーを行う予定である。また、平場には近隣住民からの要望も多かった仮設トイレを、この期間に限って設置する予定である。

公開に関する周知は、これから広報やホームページ、SNS等で周知を行っていく。

なお、ロープ柵の設置等は実施しているが、周囲からの侵入や、指定地内の斜面などの安全対策、防犯対策が十分とは言えないため、永福寺跡のように、職員等を配置せずに完全に公開するのはまだ難しい状況である。今回は、まず期間を区切って公開することで、来場者や近隣からの意見等を参考にして、今後の公開期間や公開方法を改めて考えていく。

また、現在都市整備部がトンネルの南北の道路整備を進めているが、開通は来年度になる見通しとなっている。道路が通れるようになると、人の動きなども変わってくることが想定されるため、その動向も見ながら、史跡の公開について検討を進めていく。

朝比奈委員

史跡に立ち入りができなくなって何年くらい経つか。

教育文化財部次長兼文化財課長

平成 22 年度に史跡指定され、市の所有になってからは基本的に公開をしていない。細かな崩落はありつつも、人が通れる状態であったが、平成 22 年に崩落があって以降は締め切ったままの状況である。

朝比奈委員

長きに渡って通れなかった場所が整い公開するとなれば、大勢の人が訪れるようになると思われるが、

静かだった住宅地が急に賑やかになり、嫌な感情を持つ方もいらっしゃるのではないか。駐車する場所もない中で、車で来てしまう人もいるかもしれないので、手前の方で注意喚起をする看板や掲示板等で慎重に整えていく必要がある。お手洗いもないと近隣に借りに行く人も出てくるかもしれないため、もちろん検討していると思われるが、公開するとなれば整備しなければならないこともあると思う。よろしくをお願いしたい。

教育文化財部次長兼文化財課長

懸念されている部分については、住民に説明をするたびに強く意見が出ているところであるため、全面公開はなかなか難しい状況になっている。

文化財として公開していくべきであるため、上手く実施できるよう説明をしていく。車では来場できない部分の周知も今後行っていく。道すがら看板等も何ヶ所か設置するが、同じく車で来場をご遠慮いただくようにしていく予定である。そこまでやっても様々あるかと思うため、分析しつつ、今後も伝えていきたい。

高橋教育長

この限定公開を先ほどのご指摘のあった部分について分析する機会と捉え、住民の皆様等からのフィードバックアンケートを踏まえ、次の一手を考えていくようにしたいと思う。

(報告事項(1)のエは了承された)

オ 行事予定

(令和8年(2026年)1月21日～令和8年(2026年)2月28日)

高橋教育長

次に日程の6、報告事項(1)のオに入る。「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告願いたい。

(教育文化財部)

特になし

長尾委員

学習者中心の学びとして、全市民に生涯学習を積極的に行っていく必要があると思う。生涯学習課が企画するセミナーには、それぞれターゲットとする方々がいると思うが、それがどこにあまり届いていないか、届きすぎているかの評価や可視化をするべきであると思う。例えば、夏休みや冬休みは子どもたちが参加する機会を増やせると思うが、参加者が増えたか、増えなかったかなどを可視化したい。また、そのセミナーが実際にどのように市民に受け入れられたかも評価をするべきであると思う。例えば、行事予定表の13番の国際セミナー「『你好!』中国語で話してみませんか?」を企画はしたが参加人数が増や

せなかったことであれば、企画をもう少しブラッシュアップできるのではないかと思います。実施した計画などのPDCAを回していくことにぜひ注力してはいかがかと常々思っている。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

長尾委員の方からは何度かご指摘いただいているところである。それぞれのセミナー等で入場者等のお声を聞きながら、生涯学習課や図書館ではブラッシュアップを実施しているところであるが、委員の皆様にとどのような形でお示しできるか、表現の仕方等を考えていきたいと思う。

長尾委員

どんどんフィードバックされていって市民の方に積極的に学習者中心の学びで学ぼうと思っていただければ良いと思うため、PDCAができることが理想であると思う。

高橋教育長

自身も同じような想いや問題意識を持っている。生涯学習センターに留まらず、様々な場所に学びの場があると、可視化をどのようにしていけばよいかは鎌倉全体の一つの課題であると思う。ただ、生涯学習センターでいうと、年配の方をターゲットにした講座や関心事に即した内容、親子参加、子育てに関するもの、放課後や夏休み、土日開催が多いと思われる。いわば生産年齢人口のど真ん中になかなか位置できてないという課題感を持っている。働きながらソーシャルなことを考えてみる等の鎌倉らしいプログラムも用意しており、学習センターや生涯学習課としては手応えを感じている。我々は行政であるため、高齢の方やなかなか場所がない中高生等にどのように提供していけるかの政策的優先度も高かったりすることもあり、その兼ね合いで我々がどのような意思を持ち、戦略を持っていくかであると思う。逆に言えば、生産年齢人口の方々は様々なことを様々な地域や企業で実施しているのであれば、我々があえて行政として突っ込んでいく必要はないのかもしれないこともあるため、全体感を見て総合的に戦略を考える必要がある。まずは可視化からであるが、その可視化がまだ十分にできておらず、教育委員会への力だけでできない部分であるため、横串刺してやっていかなければならないと思う。今度の機構改革でこどもみらい部と教育委員会が一体となって進んでいくことにもなるため、親子、子育て子育ち、学びの場についても、より一層連携できるような体制になってくる。そのような部分も市民の皆様に、より伝わるべき人に伝わるように打ち出していくことに、我々もより力を入れなければならないと思っている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

(2) その他報告

教育文化財部長

議会関係の報告をさせていただく。先月の教育委員会定例会以降、12月19日の市議会12月定例会最終本会議の日に、臨時で教育福祉常任委員会が開かれた。一部新聞報道で、鎌倉市内の中学校で他人の許可を得ることなく撮影した内容を友人に転送する事案が出たことに関しての報告があり、臨時で開かれ

たものである。学校もすぐに警察等と相談し指示を仰ぐなど連携をしながら、被害を受けた生徒の心情に十分配慮する一方、関係する生徒が責任を意識するよう促しながら対応しているところであり、全生徒に機器の適切な利用について指導を行うとともに、保護者宛には被写体に許可なく撮影したり、好ましくない状況を撮影したりすることはもとより、そのような動画を拡散することは断じて許されない行為であるとして、iPad や私物のスマートフォンの取り扱いについて十分な注意を促す文書を12月9日に配布した。新聞記者がこの情報を聞き、17日に記事にしたという状況である。これを受け、19日の教育福祉常任委員会では、ガイドラインや児童生徒のフォローはどうなっているか、学校でどのような指導をしていたか、様々な意見をいただいたところである。これに関しては、その後の校長会ですぐに周知を図ったところであり、またこの年末から年始にかけては、いじめ動画の拡散が出ていることもあり、年明けにも改めて校長会等で指導をしたところである。ガイドラインについては、既存のものが不十分であった認識があり、改正することを現在学校と調整している状況である。できれば年度内に示したいと思う。また、教育委員会でも報告させていただき、対応していきたいと考えている。児童生徒へのフォローについては専門家の派遣等を行っているところであるが、報告は受けていない状況である。引き続き、絶え間なく学校とともに指導していかなければならない内容であると思う。

1月13日には、市議会の臨時会が開かれた。教育委員会の案件ではないが、大きく2件ほど報告させていただく。まず補正予算が1件提出された。主なものは、いわゆる緊急経済対策で国から補助金が交付されるものとして1人5,000円分の縁むすびカードを配布する事業の補正予算について審議され、承認されたところである。もう一点は、スポーツ施設建設基金条例の改正についてである。若干教育委員会が絡むところがあるが、建設基金という名前によりスポーツ施設を建設するときにしか使うことができない中、老朽化対策はかなり重要視されているため、これに基金を活用するために建設「等」基金に名称を変更するものである。2件とも可決されている。

高橋教育長

経済同友会が一般社団法人を立ち上げ、探究学習のグランプリを全国で実施している。様々な学校がエントリーをする中、鎌倉のスクールコラボファンドが特別賞を受賞したとのことで、1月26日に東京大学での表彰式に参加する。寄附者の方々や、先生たちや友達、そして教育委員会で頑張っていた皆さんの受賞であると思っている。

また、2月1日にインクルーシブ教育に関するシンポジウムを開催する。今日も議論があったと思うが、支援学校との連携、支援学級・通級指導の充実、フリースペース・不登校特例校等の話題を含めて話していきたいと考えている。それに関して、より良いインクルーシブな学びを鎌倉で充実するための予算を次年度に向けて現在調整しているという段階でいる。市議会で認めていただければ、その方向で進めていくことをご理解いただければと思う。

高橋教育長

それでは、日程の4、協議事項ア「令和7年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について」、日程の5、協議事項イ「令和8年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について」、日程の6、報告事項イ「教育委員会職員の人事について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

- 4 協議事項ア 令和7年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について
 - 5 協議事項イ 令和8年度鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について
 - 6 報告事項イ 教育委員会職員の人事について
-

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって1月定例会を閉会する。